

関釜裁判ニュース

2001年4月21日発行

第36号

金山「従軍慰安婦」
女子勤労挺身隊
公式謝罪等請求事件

戦後責任を問う
関釜裁判を支援する会

関釜裁判とは、一九九二年一二月、韓国釜山市など
の元日本軍「慰安婦」と元女子勤労挺身隊の十人が、
山口地裁下関支部に、日本国との公式謝罪と賠償を求めて
提起した裁判である。一九九四年四月、「慰安婦」原告
に一部勝訴判決がでた。しかし、広島高裁で、二〇〇〇
年三月、「慰安婦」原告逆転敗訴、挺身隊原告の請
求は全面棄却となつた。現在、最高裁に上告中。

広島高裁の「不当判決」を許さない！

最高裁へ上告

松岡澄子

◆請求棄却

戸外は、日本の春を象徴する満開の桜が美しさ、和やかさ、心の豊かさを感じさせていた三月二九日。広島高裁の法廷内は「裁判官出できなさい。自分の子どもが同じことをされたらどうするか。」梁錦徳さんの第一声に続く原告たちの抗議の嵐が吹き荒れていた。判決に立ち会い、ハルモニたちを見守っていた私たちの心は凍てついた。

請求は全て棄却。戦後補償裁判の中で唯一、一部認容の下関判決の灯は打ち消され、アジアの戦争被害者への謝罪と賠償は、司法に置いて全て、暗闇の中に葬り去られてしまった。

「慰安婦」問題といえども原告敗訴がうち続渡しだった。

請求棄却された直後の広島高裁での判決言い

九八年四月の下関判決を受けて、原告、被告双方が控訴して始まった広島高裁控訴審は、第一回口頭弁論が九九年二月二三日に行われてから、九回の口頭弁論を重ねて三月二九日の判決を迎えた。慰安婦裁判では、いずれも原告敗訴の「在日」、フイリピンに次ぐ三番目の高裁判決であり、三日前の二六日には九一年一二月に提訴した韓国遺族会の第一号慰安婦裁判も



広島高裁正面玄関にて抗議集会

下関判決は裁判官の良心が最高裁判例を超えて立法不作為を認定したものであつたが、最高裁判例という「権威性」のゆえに、広島高裁の判決は期待できるとは思えなかつた。

しかし、下関判決がそうであったように、「奇跡」を期待し、世界的にも評価された画期的な下関判決を何とか維持してほしい、否、維持させねばならないという感情は必然であつた。

「わずか一二歳の子どもが日本の国のために働いた金を払つてくれ。」「『慰安婦』として日本軍人の性奴隸にされた人権侵害に対する謝罪と賠償をしてくれ。」至極当たり前の請求を非情にも棄却された原告たちの落胆、怒りに接して「勝たなければならなかつたのだ。」と申し訳ない気持ちでいっぱいだつた。

◆司法への不信・抗議

広島高裁には約二五〇人の傍聴希望者が列を作つた。立法不作為を勝ち得た闘争裁判への関心は高く、舞台を下関から広島へ移してからは広島、福山、県北の三つの連絡会も結成され、裾野が広がつた故でもある。遠くは、韓国や東京からの支援者の顔も見られた。五〇人弱の傍聴者以外は、廊下のぞき窓から法廷内の様子を窺つたり、裁判所正面で待機していた。そこに現れたのは「不当判決」の旗。一番出したのが、なかつた旗である。法廷内の原告たちの抗議に連帶しようと、裁判所の廊下に支援者が駆け

つけ、シユプレヒコールを挙げた。司法に対する抗議である。判決文を朗読して直ちに退廷した裁判官には、原告らの叫びは聞こえなかつた。どうが屋内に響いたシユプレヒコールは聞こえたに違ひない。

川波利明裁判長は「戦後補償のあり方は、総合的政策判断で決まるもので、立法府の裁量にゆだねられている。」と言つた。司法とは一体何だろうか。裁判所の役割は? 司法そのもの、そして反核・平和を訴える広島の裁判所に対する不信、抗議行動であつた。山本晴太弁護士は

「日本の裁判所がいかに解決能力に欠けていられるのかということを世界に知らせた。」とコメントし、李博盛弁護士も「日本の憲法は『慰安婦』らを救済しないと言い切つた判決。補償の法律を作るかどうかは国会に任せきり。我々の訴えは裁判官の心に届かないのか。」と強調した。

神戸新聞は「広島高裁が違法性を唯一認め、国に賠償を命じた一審判決を取り消したこと、立法府に対する裁判所の消極姿勢をあらためて示したと言える。こうした消極司法が、戦争被害者らの救済の道を狭める」とになるのは言うまでもなく、憲法の番人の役割を放棄したこととの批判も出そつた。」と解説している。

◆日本の姿を反映

下関判決が出された背景には、被害者のカムアウトにより韓国艇対協をはじめ、被害国の支援活動、日本での証言集会、国連人権委員会のクマラスワミ報告、マクドウーガル報告があげられる。

しかし新しい歴史教科書をつくる会等、右派勢力の台頭によつて慰安婦問題の運動の波は押し戻され、昨年一二月の「女性国際戦犯法廷」を日本のマスコミは報道規制した。今や外交問題になつてゐる新しい歴史教科書を作る会の教科書の検定問題を見ても日本の右傾化は否めない。

三権分立といえども国の方針と司法は一体であることを思い知らされた広島高裁判決であった。私は戦後補償問題に関わつて、日本の國のあり方を強く考えさせられた。過去の歴史を直視する中で過ちを認め、未だ実現されない戦後補償は過去の清算であると同時に未來を切り拓くのであると訴えていきたいと思う。日本が国際社会において「人道」「人権」において孤立しないためにも。

◆上告へ意志一致

朴らのさんは判決後の抗議の時、緊張による過呼吸で倒れた。救急車を呼び病院での受診を促しても「自分は裁判所に行く」と主張する。心臓も悪く三年前、脳梗塞の既往症もあったので「お願いだから」と病院へ行つてもらつた。

自分の体の具合よりも、報告集会への出席を選ぶ朴さんの裁判に賭ける執念を垣間見た思いだった。

二九日夜は広島で交流会に参加して、歌や踊りで恨を晴らし、翌日は太田川のリバーカルーズを楽しみ、三〇日夜福山で報告集会と交流会を企画してくれた。解放会館の脇の部屋で枕を並べて寝ながら、「ここまで来たのだから最後まで闘おう」と最高裁上告の意志を確認しあつた。顔を隠す仲間に意見する梁さん。その忠告に「悪かった」と謝るハルモニ。原告同士の絆の強さ、太さに感動した福山での滞在であつた。原告が一堂に会するのは判決の時しかない。今後はこのようなスクラムの強化を図つていく必要を感じる。関釜裁判も終盤になつて、このような交わりが出来たことは遅きに失した感はあるが萌芽を成長させていきたい。

四月一二日判決を不服として原告たちは最高裁に上告した。東京の最高裁には原告も支援者も行くことはなく書類で審理される。司法の限界を見せつけられた私たちは立法化運動に邁進して行かねばならない。勤労挺身隊ハルモニにとっては、企業交渉も課題だ。両方とも厚い壁、困難な状況であるが原告らの裁判に賭けた希望を断ち切られた涙の叫びを糧に共に歩んでいきたい。

今後もご協力よろしくお願いします。

会計報告

2001. 2. 1 ~ 2001. 4. 10

収入の部		支出の部	
前期繰越	559,077	原告旅費・滞在費	528,530
会費・カンパ	333,573	医療費援助	144,720
		弁護団カンパ	68,000
医療費カンパ(2口)	160,000	広報	122,230
		事務費	0
雑収入	72,200	他団体	0
		Fax、Fネット	13,681
合計	565,773	合計	877,161
		残	247,689

今年度の会費納入をよろしく

広島高裁での判決に韓国から原告ら10人が来日され、その費用を皆様からの会費や報告集会でのカンパで無事捻出すすることができました。また日本基督教団宮島口伝導所より原告たちへの多額の医療費カンパが寄せられました。改めて、心より感謝を申し上げます。しかしお手元に届いたニュースの印刷・発送費を支払うと残額も底をつきます。

裁判が最高裁に移行し原告たちの出廷がなくなるため、裁判費用自体は激減することになります。が、勤労挺身隊原告たちの中にはいまなお続くPTSDのため、治療費に事欠く方が何人かいらっしゃいます。今後は皆様の貴重な会費を、原告への医療費と、ニュースの印刷・発行費、立法化運動に伴う情報宣伝費、国会でのロビー活動等に使わせていただきます。今年度の会費の納入をよろしくお願ひいたします。また、新たな会員になっていただきますよう、回りに声をかけて下さい。今後とも暖かい支援をよろしくお願ひいたします。

声明文

3月29日午後2時から開かれた閔釜裁判広島控訴審判決で、川波裁判長は「一審被告（国側）の本件控訴に基づき、原判決主文第一項を取り消す」として、一審下闋判決の「立法不作為」に基づく元「慰安婦」原告3人の一部勝訴を取り消した。さらに7人の女子勤労挺身隊原告らの請求もことごとく棄却した。1分にも満たない判決主文の朗読と退廷であった。

取り残された原告たちは、弁護士の説明で全面敗訴を知られ、「心臓が落ちた」（朴頭理さん）ような衝撃に突き落とされた。裁判官なき法廷に、原告たちは無念の怒りの声を絞り出した。「裁判長出てきて説明しなさい」「天皇陛下の為に一生懸命働いたのに、どうしてですか」と叫び続ける原告、顔を歪ませ、歯を食いしばって無言で耐える原告、やがて勤労挺身隊時代のPTSDを抱える原告が次々に倒れていく。無念と怒りとそして申し訳なさに涙しながら原告たちを見守り続ける傍聴者たち、やがて外に待機していた支援者たちが殺到し、原告を包み込んで抗議のシュプレヒコールが裁判所を揺るがした。

それにしても何とお粗末な判決文であることか。一審判決を貫いていた、被害の深刻さと長きにわたる孤独に耐え続けてきた「慰安婦」原告への深い共感が見事に欠落している。憲法の守り手として、苦惱と誇りに満ちた一審判決文の香りも完全に消えうせている。

85年最高裁判例をおうむ返しに踏襲し、「議会制民主主義の下では、国会議員の立法行為は法的規制になじまない。例外は、だれが見ても憲法の文言に反している法律を作るような容易に想定しがたい場合のみ」として形式的三権分立論に逃げ込み、実質的には行政におもねる判決を下した。しかし、下闋判決が記す、「多数決原理の議会制民主主義が多数者による少数者への暴政をもたらした事への深い反省から日本国憲法は基本的人権の尊重を根幹的価値とし、その実現のため裁判所に法令審査権を与えた」として、戦前・戦後を貫く国会の民族差別を厳しく糾弾したことになにも応えていない。卑劣にも沈黙したままである。判決文は「人権の砦」としての司法府がその中枢において自死を遂げ、小官僚主義が跋扈する惨憺たる現状であることを国内外に示した。その裁判官をしてなお、国側の「日韓条約解決済み」論は採用することのできない程非常識なものであることを確認したに過ぎない。

4月12日、原告たちは最高裁に上告した。「死んでも裁判を続ける」と決意した原告たちの意地に、8年余の歳月に仲間を失い敗訴を告げられてなお一層高まる怒りを感じる。

「下闋判決の精神を生かし、その限界を乗り越える」ことを目標に3年間の控訴審に取り組んできたわたしたちは、予想すらできなかった最低の判決に怒りと深い喪失感に捕らわれる。しかし、立法府に賠償立法を命じた下闋判決は死んだのであろうか？「否」である。下闋判決を真摯に受け止めた国会議員たちによって、「国立国会図書館法の一部改正法案」（真相究明法案）と「戦時性の被害者問題解決促進法案」が議員立法として上程されている。下闋判決を生かすも殺すも、わたしたち支援者と国会議員の立法運動の成否にかかっている。わたしたちは今後、立法運動に全力を投入する覚悟である。そして女子勤労挺身隊問題の解決の為に、企業闘争と強制労働補償法案の作成も急がねばならない。原告たちが上告を決意し、わたしたちに和解の手を差し伸べ続けていることに何としても応えなければならない。

閔釜裁判を支える広島連絡会 閔釜裁判を支える福山連絡会
閔釜裁判を支援する県北連絡会 戦後責任を問う・閔釜裁判を支援する会

「開釜裁判」で広島高裁が二十九日、言
い渡した控訴審判決の要旨は次の通り。

【戦争中の行為に対する請求】

▽国家としての義務

カイロ宣言、ボツダム

宣言などを考慮しても、

日本国憲法(以下、憲法)

前文および同九条が、過去

の戦争と植民地支配に

被害者個人への謝罪や損害賠償義務を国に課した

とは解せない。大日本帝

国憲法(以下、明治憲法)

の国家無答責の原則を踏

まえて、国家賠償法は同

法施行以前にさかのぼつた適用を否定。原告が主張する「道義的国家たるべき義務」は認められない。身勤労の法律関係は、隊員と事業主の雇用契約に基づく損害賠償と公式謝罪の請求には理由がない。

▽損失補償責任

治憲法下の国の行為について個人が国家に損失補

去の戦争と植民地支配の債務請求の根拠ともできないので、請求には理由がない。

憲法を施行前にさかのぼつて適用する法的根拠はなく、憲法に基づく損失補償請求も理由がない。

▽挺身(ていしん)勤

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の具体的な内容の立法義務が明文で定められているので、同法の類推適用によるもので、隊員と国との間に私法上の契約関係はなく、区長、教師など公

務員による勧誘は事業主との雇用契約についての勧誘にすぎない。

この勧誘で、各隊員と国との間に挺身契約が形成されることが前提とし

た申し込みの意思表示があつたとは認められない。

原告と国との間の挺身契約関係成立を認め

る証拠はなく、債務不履

合に限られるべきだ。

憲法解釈上、元従軍慰安婦と元女子挺身隊員に対する謝罪と補償についての立法義務は明白とはいえない。立法不作為は違法ではない。

一審判決は立法不作為

が憲法の一義的な文言違法ではない。

明治憲法に基づく損失補

償請求の重大さな

い。原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

一一〇一年三月三〇日中國新聞より

判決要旨

行の主張は理由がない。

▽立法不作為による國家賠償責任

国会議員の立法不作為

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の具体的な内容の立法義務が明文で定められているので、立法不作為による國家賠償責任に基づく請求

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の具体的な内容の立法義務が明文で定められているので、立法不作為による國家賠償責任に基づく請求

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の具体的な内容の立法義務が明文で定められているので、立法不作為による國家賠償責任に基づく請求

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の具体的な内容の立法義務が明文で定められているので、立法不作為による國家賠償責任に基づく請求

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の具体的な内容の立法義務が明文で定められているので、立法不作為による國家賠償責任に基づく請求

国家賠償法違反の評価を受けた要件について異なる解釈を取るべきではな

い。原告の被害の重大さな

個人の名譽感情を不当に侵害した場合に限り、不法行為を構成する。

憲法解釈上、元従軍慰安婦と元女子挺身隊員に対する謝罪と補償についての立法義務は明白とはいえない。立法不作為は違法ではない。

原告の被害の重大さな

い。原告の被害の重大さな

のコメント、答弁などは両国家間における外交的内容とする日韓協定の趣旨、文言などに照らすと違法ではない。

（コメント、答弁など）國やその公務員の行為

は従軍慰安婦、女子勤労契約問題に関する国行政部門の担当者による一般的な見解、調査結果を述べたもので、特定の属性に基づく請求は立法府の裁量。従つて、立法不作為による国

家賠償責任に基づく請求

方（聞き方）に照らせば、一般的性、具体性に欠ける。一般人の通常の注意と読み

原告の個人に関して述べたにすぎない。原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の個人の客観的な社会告ら個人の客観的な社会の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

が国家賠償請求法違反と評価されるのは、特定の個人の名譽が棄損されたといふには、言論が特定個人とも、社会通念上、許されたとは解されず、原告の特定の個人

三月二九日 判決報告集会

判決説明 山本晴太弁護士

とてもつまらない判決です。主文は、一審判決の原告勝訴部分を取り消す、つまり立法不作為により元慰安婦原告に認めていた一人三〇万円を支払えという部分を取り消す、一審原告の付帯控訴を棄却する、そして、違憲確認の請求については却下するという、原告の訴えを全て認めない判決でした。

理由については、例えば、憲法前文は抽象的な理念を定めたもので裁判規範性はない。損失補償については、明治憲法に規定がないので認められない。勤労挺身隊については企業との雇用契約であり、国は紹介しただけだから契約上の責任はない。立法不作為については最高裁判決に従う（一九八五年最高裁判決）。永野発言は本件の原告を特定してなされた発言ではない。法学部の学生なら誰でも書ける内容でした。

あえて、取り柄があるとすれば、二つあります。補償を可能とする措置が講じられていないことに不満を抱く原告の心情は察するにあまりあるとしている点。そして、日韓協定について解決済みとする議論については国の主張を否定し、請求権について

は個別具体的に裁判所が判断するとしている点です。

裁判所は何かを裁いたつもりかも知れないが、日本の裁判所にいかに解決能力がないかということを、世界に知らせる判決でした。原告らが日本の裁判所を見捨てない、と言つてくれるなら上告しようと思います。

原告代理人としての感想 李博盛弁護士

日本の憲法が被害に対して救済の余地がないと言いつた判決です。国会で法律を作ることで国民にボールが投げられたといふことです。判決の意味を知った原告のハルモニたちは「裁判官、出て来なさい。五分だけでも私たちの話を聞きなさい。そうしないと私たちはここから立ち去れない」と抗議されました。何十回と同じ言葉を投げかけてきたでしょう。司法の心には、また、政府の役人には、届かないのでしょうか。まだ裁判は最高裁への道が残されています。昨日まで原告の委任状をいただきました。河順女さんは亡くなられ、相続人七人のうち、一人から委任状をいただいています。代理人の弁護士としては、これからも原告とともにやつていきます。

原告の感想 朴頭理さん

私の六年間の経験は恥ずかしくて人に言えないことでした。この裁判のため何度も何度も聞かれました。何人の軍人と何をしたのですか等、皆さんの中で何十回言つたか分かりません。周りにはいい日本人もいっぱいいます。この裁判で日本人のことがよく分からなくなりました。裁判長から言い渡された時、意味がわかりませんでした。花房さんがカバンを投げたのを見た時、これで終わりだと思いました。負けたのだと思った時、心臓が落ちたような気持ちになつて真っ暗になつて何も見えませんでした。死ぬまでやり続けます。

梁錦徳さん 私は悪い日本人に会いにきたわけではありません。小学校六年生のころ「天皇陛下万歳」という言葉ひとつで、その時は本当に陛下のために働いたと思います。こんな結果を聞きに来たのではありません。何度も警戒警報でおこされる生活でした。

なによりお腹がすきました。怠けたと言つては叩かれました。二度とここには来たくありません。もう一度、賠償と謝罪を求めて裁判をしたいと思います。

柳下さん 私は不二越の工場へ行かされました。そこでは、骨が折れるほど働かれました。お腹がすきました。一年以上そこで働きました。終戦の一ヶ月前、日本人たちは戦争が終わることはわかつてはいたはずなのに、「北朝鮮」の新しい工場へ行けと言われました。今考えるとだまされていました。遠回りをして北朝鮮に連れていかれました。そこはまだ施設が整つていないので一ヶ月もすれば連絡するので、家に帰つて待つていてくれとことどで、その時給料も払うということでした。手ぶらで帰らせる作戦だつたのではないでしようか。年月がたつてこんなに年取りました。その間、日本は高度経済成長をして、韓国も生活が向上しました。自分が働いた分の賃金をもらうのは常識です。常識を訴えているのです。こんなに無視されるのは信じられません。

朴50さん 私たちは日本政府を見て生きてきたのではなく、私の命を定めに生きてきました。子供の時に連れて行かれて、働かされて身体が痛かったのですが、結婚する時に傷になりました。連れていってお金をくれない。自分の子供は部屋で気楽にさせておいて、他の国の子供を連れて來たことを何十年も反省していなさい。

今日は理由なく棄却したのですが、私

韓国の支援者
李金珠さん (光州遺族会・会長) 私たち老人が日本に来ることは楽なことではありません。今日の判決を聞いて驚きました。今回、李順徳ハルモニから、当時叩かれた頭は痛いし、足はぶるぶる震えるし、目まいがするので、代わりに会長が行つて補償を全部もらつて来てほしいと頼まれました。

金允五 (韓国挺身隊問題対策協議会共同代表) 挺身隊協は関釜裁判だけは、希望がある判決ができると期待していました。

昨年東京で「女性国際戦犯法廷」もしました。ハーブにあるユーロ国際戦犯法廷のガブリエル裁判官が、裕仁天皇と日本政府

社会では活躍されているだろうに、私たちに何か感じるところがあるから、支援してくれています。七〇歳過ぎて裁判所にくるのは大変なのです。「ここに来たら、皆さんたちにお世話をなるし、申し訳ない」という気持ちになります。八年間も私たちを支えて下さった皆様、弁護士さんたち。當前にやらなくてはならなかつた日本の政府が目を閉じて、解決しないことは、韓国人を無視したことだと思います。どこの企業も働かせたら支払うことが当然です。支払わないのは泥棒です。判決の理由も述べず、私たちを無視しています。

姜蓮淑さん (釜山・通訳) 朴50さんが倒れられて看病のためはずしていましたが、自分の代わりに話してほしいと頼まれて戻つてきました。彼女たちは最初、判決の内容が理解できませんでした。通訳をすると朴小得さんは抗議して、今あなた方が生きているということは、私たちがあの時代に飛行機の部品を作りながら、戦争を手伝つたからだと話されました。被害國の人間ですが、こちらから手をさしのべているのです。韓国人との心からの和解を図つて下さい。

一系の帝国であり、兄弟國だ、日本は正義の國だ。」と、道徳の教育も厳しかつたのです。天皇陛下の武運長久を願つて最敬礼。戦争中は皇國臣民だ、天皇の赤子だ、内鮮一体だ等の美名で一〇〇万名もの朝鮮人が狩り出され、幼い娘まで動員されました。昨年一二月の「国際女性戦犯法廷」で指摘されたのに、今日の判決は私たちを扱いしています。次の判決を待ちます。

金允五 (韓国挺身隊問題対策協議会共同代表) 挺身隊協は関釜裁判だけは、希望がある判決ができると期待していました。

「一番下の野蛮人はシナ人で、その次の野蛮人が朝鮮人といわれました。日本は万世

は有罪だと判決を下しました。しかし、日本 NHKは歪曲して報道しました。欧米の学者が抗議しています。二一世紀も日本政府は同じ態度ですか。日本のみなさんにボルが投げられているのです。人道に対する罪です。国際法では罪です。ドイツは強制労働被害者に基金を作つて補償に乗り出しました。

姜濟淑さん（ソウル・通訳）日本人が過去に自分たちがやつたことを見直すひとつ機会を失つたと思います。自分たちの代理人を見直すいい機会だつたと思います。ハルモニはいつも言つています。日本人が悪いのではなく、悪い責任者をきちんと处罚しなくてはならないといつています。連帯して運動していきたいです。

今後の取り組み（花房俊雄）

私たち「関釜裁判を支援する会」は本日の判決をもつて、口頭弁論があり、原告が韓国から来られ、支援者が傍聴するという、裁判を軸とした支援闘争は終わります。今後は、国会において謝罪と賠償の法律をつくることの実現に全力を傾けます。最高裁判における裁判は法律中心の書類審査です。これは弁護団にお任せして、支援する会は、

今参議院に上程されている「慰安婦問題の解決法案」と、植民地支配や侵略戦争によるアジアの被害を解明する「真相究明法案」の審議入りのために全力を傾けたいと思います。更に、女子勤労挺身隊については、ドイツにおいて昨年ナチドイツによる強制労働被害者に対する補償として「記憶・責任・未来基金」が設立されました。このようなものをつくるための法案つくりも急がれています。現在、学者や弁護士を中心に検討されています。立法化とともに、女子勤労挺身隊の被害者は、「未払い賃金を返せ」と主張して来られたわけですが、企業交渉も今後行つていきます。

「慰安婦問題の解決」立法は昨年秋の臨時国会に、民主・共産・社民の三党が、参議院の内閣総務委員会で趣旨説明するまで審議入りしたのですが、会期切れになり、先週三月二一日に三党合同で「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」が参議院に上程されました。資料に議員運営委員会の国會議員の名簿が出ています。この人たちにファックス・葉書等を集めて、審議入りするよう働きかけていきたいと思います。参議院は与・野党が仲じていますので、この法案が成立する可能性があります。要請文を集中して下さい。

次に真相究明の問題です。「新しい歴史教科書を作る会」の中学校の歴史教科書について、アジア各国では日本に対する不信や抗議が噴出しています。今こそ、「真相究明法案」の成立が望まれています。この法案は国立国会図書館に調査局を設置し、各省庁や地方自治体にある資料を整理・公開することを目的としています。米情報公開法成立に大きな力を尽くされたサイモン・ヴィーゼンタールセンターのクーパーさんが、先日、日本に来られ、公明党の神崎代表・自民党の野中さん・社民党の土井党首に会つて、米において日本軍の戦争犯罪資料の調査が始まつたことを告げ、日本が自らの意思で情報公開をしてほしいと訴えていました。国會議員に対して東京のNGOを中心にロビー活動が展開されているところです。衆議院議員運営委員会の名簿一覧表がありますが、とりわけ理事に對してファックス等を集中して下さい。

最後に企業の問題ですが、昨年富山県の不二越において、女子勤労挺身隊の個人八人と一団体に対して三千数百万円の解決金が出されました。関釜裁判の原告三名は不二越に動員されていますので、同じように補償をうける権利があるのです。不二越から

は拒否されています。米で被害者側が負けた判決がでした。そのため、不二越は今後、いつさい支払わないという態度になつてきています。現在、五〇名以上の被害者が名乗り出ています。富山のNGOグループと連帯して今後の方策を考えていきます。

各連絡会からのアッピール

福山連絡会（都築寿美枝） 九九年からの二年間、ハルモニを支えてきました。九回の裁判でハルモニたちが証言することがどれほど辛かつたか、裁判所で再現する苦痛を味わつて来られました。反核を訴える広島の裁判所が出したこの判決を許すわけにはいきません。「人道に対する罪」は永久に追求されるべきです。司法は三権分立を守つていると言えるでしょうか。今日の判決を許すわけにはいきません。

県北連絡会（福政廉夫） 昨夜、台湾から電話がありました。今日の傍聴には行けないが、台湾のアマ（おばあちゃん）たちは、判決を注目しているということです。私は中国でも若い人たちに歴史認識を教えてきました。今日は一番出したくなかつた「不当判決」の旗を出さざるを得ませんでした。

梁澄子さん（下関判決をいかす会） その他の裁判支援者の声

慰安

来、日韓合同署名を集めてきました。その署名は先週末で一五万八千を超える署名になりました。この署名は裁判長に対する手紙を添えて提出しました。アジア太平洋戦争の反省から、世界の人々に誓つた道義的責任を果たしてほしい。今なお、後遺症に苦しんでおられる被害者に耳を傾けた判決を願いました。平和公園の碑文「安らかに眠つて下さい。過ちは二度と繰り返しません。」の言葉を胸に、ハルモニをまず感謝の気持ちでお迎えしました。

閔釜裁判を支援する会（三輪淳一） 二月に韓国へ原告に会いに行きました。原告は精神的に物理的にたいへんな思いで日本に来られていることを実感しました。判決のあと、朴さんが救急車で運ばれましたが手を握つていると震えてくるし、顔色は青くなつてくるし、このまま朴さんと歩けなくなつたらどうしようと思つて、すごく怖かったです。悪いことをしたら謝れ・償えということを、なぜ司法は国に言えないのか。これから詳しく判決を読むけど、情けないです。今後、国と企業に働きかけて、やることを全てやりましょう。

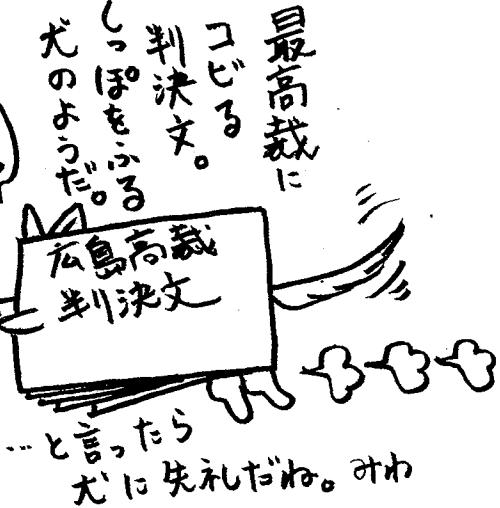
安達洋子さん（中国人慰安婦裁判を支援する会） 一月二七日の判決が裁判官の転出で延期されていますが、その間に遺族会と今日の判決がありました。この判決に続いたいという気持ちがあつたので、棄却されたことは本当に悔しい。二世紀の中での女性国際戦犯法廷の精神を生かしていきたい。

小池善之さん（東京麻糸女子勤労挺身隊裁判を支援する会） 静岡の裁判は閔釜裁判の流れの中から起つたもので、閔釜の原告の中に東京麻糸に連れて行かれた人がおられるのです。一審は負けました。現在、

婦裁判の最初の判決は、この閔釜裁判の一審判決だったのですが、きっと負けるだろうと思つていました。裁判支援を行ひながら希望を持てなかつたのです。韓国領事館が慌しくばたついたのを見て、「一部勝訴」を知りました。運動をしている者が希望を持たなくてどうすると、下関の裁判官から叱責されたような気がしました。裁判官の人間性が見られる判決文でした。運動する者はその何倍も努力をしなくてはならないのだという気持ちから連絡会を作りました。この一審判決後、運動体がまとまりました。立法の声がどれだけ高まつていくのかが今後の課題です。

東京高裁で争っています。女子勤労挺身隊裁判は名古屋でも行われています。まだまだ研究されてなくて、市民権がありません。皆さん「勉強が出来るよ」とだまされてつれてこられています。国家が強制連行政策の中、朝鮮人女性を連行したことを明らかにして、法律の分野は弁護士さんにお願いして、私たちはこの問題を提起していきたい。

(まとめ 繩崎順子)



入廷する原告団

そして機械的に、無機的に判決が読み上げられた。わたしは緊張しそぎて、うまく裁判長の声が頭の中に入つていかない。しかし「取り消し」「棄却」という文言は聞きたことができた。それらが何を意味するのか、とどめのようになつしの中で響く。その間、判決言い渡しはわずか三〇秒、「判決理由については省略」。他人事のように言い置いて、三人の裁判官はあつという間に退席した。

一瞬、沈黙に包まれる傍聴席。それを破るように事務局長の花房さんが、原告のそばに座る山本弁護士に「山本さん、どうい

それでも希望を託したい 「一審判決を傍聴して

井上由美

高裁の敷地内の桜は七分咲きになつていて、この日は寒の戻りで、四月を目前に冷え込んでいた。コートなしでは肌寒い気温だ。その桜の木の傍らで並んだ傍聴希望者は、二四五人にも上つた。

何とか傍聴券を譲つてもらい、廷内に入るともう時計は午後二時を指す。裁判官たちが現れ、原告も傍聴者たちも、息を殺すようにして裁判長の口から言葉が発せられるのを待つた。

- 10 -

うこと？」と呼びかけると即座に、山本弁護士は手でバツ印を作った。認めたくない事実を、目前で見せられたことの無力感。すぐには判決内容がわからなかつた原告たちも、「棄却」の意味を通訳の姜蓮淑さんが翻訳して説明すると、それは激しい怒りに変わつた。

「裁判長、出て来なさい、どういうことか説明しなさい！わたしは天皇陛下のためにといわれて働いて、こんな体になつたんですね！」梁錦徳さんは声を震わせ、原告席の机を叩いて抗議した。「あなたたちの子供がわたしのようなく間にあつたら、どういう気持ちですか！」涙と怒りで叫ぶ梁さんの声が法廷内に響く。朴らさんも同様に泣きながら抗議をはじめた。朴らしさんや柳Tさんはあまりの落胆からだらう、机の上に崩れ落ちるように顔を伏せてしまつていた。だが、正面の扉は堅く閉じられたまま、もちろん裁判官たちが出てくることはない。怒りのぶつける場所を奪われたまま、原告たちは口々にあまりに無情な審判に怒り、最初日本語だったのが、早口の韓国語に変わり、梁さんは法廷の床で足をバタつかせて悔しさをあらわにした。

「こんなに法廷の中で混乱を起こすのは初めてですよ、ただちに退廷して下さい！」

裁判所職員の容赦ない言葉に、支援者たちが抗議し、法廷内は騒然となつた。

李博盛弁護士は泣いて悔しがる梁さんのそばに行き、なんとか落ち着かせようとし、傍聴席の女性たちの多くが、原告たちの姿を目の当たりにしてもらい泣きをする嗚咽が聞こえる。広島の支援者が原告たちに贈り、法廷内にも持参した花束の美しさがいつそう無念に見えた。わたしは何もできないまま傍聴席に張り付いたように座つていた。

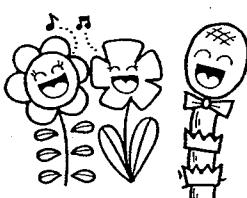
あの一部勝訴の「画期的判決」をもたらした一審判決からの三年、原告たちに幾度も、もう思い出したくないであろうことを法廷でしゃべつてもらい、日韓を往復させたこと、署名を集め、せつかくの下関での判決を戦後補償裁判のさきがけにしようとした呼びかけたこと、それらの努力は、わずか三〇秒の言い渡しの前に振り出しに戻つてしまつた。わたしは腹が立つよりも、正義を求めたはずの裁判で、かえつて原告たちの絶望と不信を深めてしまつたことに、申し訳なさでいっぱいだった。「退廷しない」と言われなくとももうここから逃げ出したい気持ちにかられた。

でも彼女たちの張り裂ける思いをちゃんと受け止める責任がわれわれにはあるのだ。

梁さんが叫ぶ韓国語はわたしの語学力では聞き取れなかつたが、繰り返し「ナワツ、ナワツ！」という言葉が発せられるのが、ようやく「出てきなさい！」という意味でいる。傍聴席の女性たちの多くが、原告たちの姿を目の当たりにしてもらい泣きをくり説明をするよう、出てきなさい、と彼女は裁判長に怒鳴つていたのだ。

改めて司法の壁の高さを痛感した。山本弁護士が報告集会ではからずも言った「司法には何の解決能力もないことがわかつた判決です」との言葉どおり。原告たちはいずれも高齢である。時間はいくらも残つてない。彼女たちの提訴からの八年が、より悲しみを増幅させる年月であつてはならない。

裁判所の外は心の中まで寒々とするような花冷えだった。いつか原告たちがにこやかに判決を喜び合う、暖かな日が来ることを心の底から願いたい。



一五八〇〇九筆の
「謝罪と賠償の判決を求める日韓市民
共同署名」

都築寿美枝

日本国内外から集められた署名の量は段ボール箱六箱以上となり、ずつしりと重いその署名を裁判所の台車をかりて運び、提出しました。

昨年一月の第八回頭弁論の際、韓国光州市の梁錦徳さんと李金珠さんが約三万筆の署名を集めて持つてこられました。そのとき日本側の署名は一〇分の一ぐらいしか集まつていませんでした。「これではいけない。日本の私たちがもつと必死になつて署名を集めなければ」と猛スピードで署名活動に拍車をかけていきました。駅前での街宣活動を兼ねた署名集め、各運動団体や労組へのお願い、後援会や学習会でのお願い・・・。ありとあらゆる機会をみては関釜裁判控訴審最終局面に向けての支援盛り上げを兼ねてなりふり構わず頼んで回ったという感じでした。

一二月の女性国際戦犯法廷では特別に頼み込んでロビーで署名集めをさせてもらいました。「署名、お願いします。」「ソミヨンブツタカムニダ。」「ブリーズサイン フォ

ー カンプトウライヤル。」日本人と韓国人が並んでとにかく通じそうな言葉を叫んで署名を書いてもらいました。このとき集めた八五五筆の中には世界各国から集まつた性暴力被害者と支援者、国際的に有名な法律家、活動家が名を連ねています。(これは歴史に残るものとして密かにコピーをして手元に残しています)

広島では部落解放同盟、高教祖、広教祖、

福山地区労センターが積極的に取り組んでください、やがて全国の日教組の仲間の取り組みへとつながっていきました。また中国帰還者連盟(戦後中国で戦犯となつた元日本兵)のみなさんも好意的に取り組んでくださいました。ソウルや大邱の市民グループも応じた動きをとり、韓国での街頭署名活動が何度もハンギヨレ新聞に取り上げられました。(このときソウルで活躍したメンバーの中に福山のスタッフ岡村道子が含まれ、彼女は一躍時の人となりました)一月二月の韓国は極寒の冬です。手がかじかんで人々が署名しにくい日もあつたと聞きました。このようにまさに日本と韓国の市民による血のにじむような努力で集められた署名を第一回目

と送り続けました。最後は三月二九日の判決二日前に速達で出した四七筆でした。広島で次々届く署名の数を集約した土井桂子さんのご苦労は大変だったと思います。本当にご苦労さまでした。署名にご協力いただいたみなさま、本当にありがとうございました。

裁判の結果は本当に腹の立つ、日本人として情けなく、許せないものでしたが、この日韓市民共同署名活動で得たものには大きなものがあります。日本と韓国の同じ志を持つ仲間の存在とエネルギーがはつきりと感じられるものでした。日本の政治権力、司法権力は右へ右へと大きく戦争への道を広げようとしていますが、それにあらがう民衆の力強い底力のネットワークが静かに、確実に広がりつつあります。粘り強く、したたかに闘いの道を歩んでいきましょう。

(関釜裁判を支える福山連絡会代表)

編集部注 本文は、紙面の都合上、一部割愛させていただいてます。全文は、このニュースの最終ページにアドレスのあるホームページに、掲載しています。

りちごの
おじいちゃん
おばあちゃん
おじいさん
おばあさん

- 12 -

ハルモニたちとの触れ合いの中で

土井桂子

(関釜裁判を支える広島連絡会)

厳しい状況であることが予測されていたとはいっても、一審の立法不作為による原告への賠償を命じた判決まで取り消される全面敗訴となるのは、川波裁判長の判決主文を必死で書き留めながら、心が空白になつていくのを感じました。十日経つた今でもあの判決とハルモニたちのことを思うと涙が浮かんできます。

九七年に「関釜裁判」控訴審が広島高裁判理されることを知り、地元にいる者としてできることをして裁判勝利に向けて支援したい、と取り組みを始めました。たまたま男女四人ずつが世話人となり、九九年二月二三日の第一回口頭弁論から昨年二月一八日の九回まで、高裁現地の事務局として宿泊の手配や、支援者、報道関係者の連絡など必要な準備をしました。そして原告七名が出廷されて三月二九日の判決を迎えたのでした。九七年九月の第一審結審の日に初めて原告や支援する会の人々に

お会いしたときは、今日のように人と人のつながりのこととして物事が見えるようになるとはまったく考えていました。

毎回原告をお迎えし、証言を聞き、時間を共にするなかで、それまで日本軍性奴隸制度とか、「従軍慰安婦」問題、戦争責任と戦後補償、謝罪と賠償を求める元「慰安婦」と女子勤労挺身隊員の裁判、というような抽象化された言葉でとらえていたことがらが次第に、李順徳さん、朴ら〇さん、朴らしさんの少女時代と戦後の苦難の生活の話として迫つてくるようになりました。なぜそのような生き方を強いられたのか、誰に責任があるのか、同じ過ちを繰り返さないためには何が必要なのか、などの問い合わせで具体的をもつて考えるようになつてきました。

「私たちは、働いた賃金を貰いたいだけだ、日本の法律で連れて来られたのだから、法律を作つて補償するのが当然でしょう。法律は必要に応じて人間のために人間が作るものでしょう。」という朴ら〇さんの言葉に、覚えた感動。「何度も繰り返せばいいのか。もう言うべきことは十分言つたからこれ以上言うことはない。」と言つて発言を終えた

朴頭理さんの気骨のある姿。キムチを漬けたため一緒にニンニクの皮をむいていた時、朴ら〇さんが、「生きていることはいいことだ。」とぼつりと言われたこと。

判決で示された日本の裁判所の現状には

「情けない」としかいいようがありません。こういう裁判官のために税金を「納め」、多くの特権を与えているのかと思うと、本当に悔しさがつのります。この裁判を通して出来た数多くの人々とのつながりで、訴えを退けられたハルモニたちと共に歩む以外何も与えることができない自分にも情けない思いがします。最高裁での審理が少しでも人間性の現れたものであるように祈つております。



広島の交流会で開く
梁錦徳さん

新たな気持ちで

立法化への取り組みを！

花房俊雄

「慰安婦」被害者への賠償立法を命じた一審下関判決は、広島高裁で取り消されました。六〇件を越える戦後補償裁判で唯一の勝訴判決が取り消され、日本の司法はアジアの戦争被害者の救済をする意志も能力もないことを鮮明にしました。今後わたしたちは立法による解決に全力を傾けることになります。本腰を入れてよりアクティブに政治にコミットしていくことになるでしょう。

とりあえず今回、立法化にとって緊急の取り組みを提案します。現在国会に一つの戦後補償法案が議員立法として提出されています。一つはすでに「存じの通り、真相究明法案である「国立国会図書館法の一部改正法案」が衆議院に昨年末上程され、継続審議扱いになっています。もう一つは先日の二月二日「慰安婦」問題解決法案である「戦時性的強制被害者問題の解決に関する法案」が民主、共産、社民の三党合同で参議院に提

出されました。まずはこの二つの法案の審議入りを目指さなければなりません。そのためには、各法案が提出されている衆参各議院の議院運営委員会理事会で法案の取り扱いが検討され、審議入りが決定されねばなりません。真相究明法案は図書館運営委員会に、「慰安婦」問題解決法案は参議院内閣委員会に早期に委託し、審議がなされるよう各議院運営委員会理事に手紙やFAXで激励、要請を行つていただくようお願ひいたします。思いを込めた手書きの手紙は意外と効果を生みます。原告の方々の顔を思い浮かべながら、筆を取つてくださいますよう重ねてお願いいたします。地道ではありますが、気力のいるこのよくな行いでわたしたちは戦後補償を少しでも前進させることができます。

最後に前回の関釜裁判ニュースでお送りしました「慰安婦」問題立法化の要請署名は皆様の熱烈な協力により約三万筆が集まりました。ここに深く感謝を申し上げます。



先づお問い合わせを



3月29日を忘れない

花房俊雄

関釜判の控訴審判決は、せめて立派な裁判は・と言つてもかなわない内容のないものでした。支援団体のメンバーは喜び少しきなわぬ感覚はすこかったです。敗訴と知ったときの原告ハルモニたちの怒りの爆発はすこつたです。

怒り、憤り、悔し涙を流し、落胆のみ、氣をそなめ、支援者と目を向けていたはずなのに失礼をひきました。裁判の傍聴者を励まし、恥ずかしくて泣いていました。その感情の幅の広さと深さに、そしてたくましさに圧倒されました。翌日、新聞やテレビを見たといつて若い女性から何本か電話が入りました。「支撑する会に入りたい」「何かできることはないですか」「どうしてこんな判決が出るのでしょうか」・ハルモニたちは現場にいたものの心にも、報道接した人の心にも灯をともしました。

「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律（案）」の委員会付託。

審議を！

この法案を、参議院内閣委員会に付託させ、審議させるために、議院運営委員会に手紙やFAXで激励、要請を行っていただきますようお願いします。

議院運営委員会

役職	議員名	会派名	部屋番号	FAX番号	選挙区
委員長	山崎 正昭	自民・保守党	419	3508-9419	福井
理事	岩永 浩美	自民・保守党	401	3503-9399	佐賀
理事	清水 達雄	自民・保守党	728	3503-7883	比例
理事	森山 裕	自民・保守党	433	5512-2433	鹿児島
理事	輿石 東	民主党	215	3593-6710	山梨
理事	藤井 俊男	民主党	715	5512-2715	埼玉
理事	風間 祥	公明党	240	5512-2240	比例
理事	富樫 練三	共産党	307	5512-2307	埼玉
理事	大渕 絹子	社民党	333	5512-2333	新潟

* なお、衆議院・参議院議員会館の住所は、〒100-8962 千代田区永田町2-1-1

国立国会図書館法改正案の早期制定を目指して

衆議院議院運営委員会名簿 第151回国会 2001年1月31日現在

委員会	氏名	所属党派出身選挙区	会館部屋番号	FAX(03)
議運委員長	藤井 孝男	自民党 東海比例	衆2-335	3508-8585
議運理事	小此木八郎	自民党 神奈川3区	衆2-735	3593-1774
議運理事	佐田玄一郎	自民党 群馬1区	衆2-201	3593-7277
議運理事	佐藤 静雄	自民党 北海道4区	衆1-409	3593-2257
議運理事	坂本 剛二	自民党 東北比例	衆2-422	3592-9034
議運理事	武部 勤	自民党 区	衆2-425	3502-5190
議運理事	伊藤 忠治	民主党 東海比例	衆2-401	3508-3881
議運理事	今田 保典	民主党 東北比例	衆2-720	3508-3350
議運理事	末松 義規	民主党 東京19区	衆2-713	3508-3293
議運理事	東 順治	公明党 九州比例	衆1-519	3508-3519

★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★ ★

定例会、学習会にご参加下さい！

閑釜裁判を支援する会は、今後戦後補償の立法化を実現していくため更に飛躍した活動を行っていきたいと願っています。九州大学政治学の出水先生を囲んで、日本の政治・社会の閉塞状況とそれを打ち破らんとする市民の政治的流動化、そして個人の尊厳を大切にする開かれた市民社会実現の可能性を深くビビッドに学び、検討しながらダイナミックな立法運動を模索して行きたいと思います。また韓国に出かけ原告たちとの定期的な交流も図って行きます。今後開かれる学習会や定例会に奮ってご参加下さい。（お問い合わせは、事務局の花房まで）

定例会 毎週第3火曜日、午後7時～九州キリスト教会館2階にて

閑釜裁判を支援する会・活動日誌（35）

- 2月20日 謞罪と賠償の判決を求める日韓市民共同署名
86、274筆2次提出 合計119、275筆
となった。韓国のソウル、大邱、光州からの2万
筆以上と日教組の4万筆以上が含まれている。
(広島・福山・県北の代表ら5名提出)
- 27日 第96回定例会
- 3月 6日 第97回定例会・判決決定葉書発送
10日 支援する会・各連絡会事務局の合同打ち合わせ
(広島にて)
- 13日 マスコミ記者への説明会 (山本弁護士・広島)
裁判所に第3次署名37、218筆提出
- 21日 参議院に戦時性的強制被害者問題解決促進法案
3党共同提出
- 22日 原告の健康・経済状態について支援する会の話し合ひ
- 25日 マスコミ各社 (山口・共同・朝日) 福岡の支援する会に取材
- 28日 原告7人と付き添い4人が福岡入り
弁護士との裁判後についての打ち合わせ
福岡で交流会
- 29日 午後2時 半胱 報告集会 交流会
- 30日 福山で半胱報告集会 交流会
- 31日 原告たち帰国
- 4月10日 第98回定例会
- 12日 最高裁に上告
- 15日 ニュース36号編集作業
- 22日 ニュース36号発送作業

日付がつぶやく

今日は、編集長から親戚に不幸があつており休みでいた。彼女のありかしめが身にしみます。(東)

閑釜裁判を支える広島連絡会 土井桂子

閑釜裁判を支える福山連絡会 市民運動交流センターふくやま

閑釜裁判を支援する県北連絡会 福政康夫

閑釜裁判ニュース 36号
2001年4月21日発行
編集作業人 三輪淳一
尾関直子
花房恵美子
発行
戦後責任を問う 閑釜裁判を支援する会
代表 松岡澄子 入江靖弘

E-mail hanafusa@df6.so-net.ne.jp
ホームページ
<http://www1.neweb.ne.jp/wb/kanpu>
会費 3,000円
郵便振替 01740-0-47678
口座名 閑釜裁判を支援する会